個別説明用

認可外保育施設をご利用のみなさんへ

幼児教育・保育の無償化と宮古市の独自支援について

令和元年１０月１日から、幼児教育・保育の無償化が始まりました。
宮古市では、**国の無償化制度の対象とならない方に対しても、独自の軽減支援**を行います。
国の制度と市の独自支援策による実際の支援の内容と必要な手続き等について、次のとおりご案内します。ただし、**市の独自支援を利用できるのは、宮古市民に限ります。**

●就学前までの全ての期間で、保育料を軽減します。併せて、副食費も月額5,100円を超えない範囲で軽減します。

◆保育料の軽減額は０歳～２歳児が月額45,700円まで、３歳児～就学前が月額40,300円までとなります。

◆３歳児以上の副食費（おかず・おやつ代）は、保育料から切り離され実費徴収されることになりましたが、その費用についても月額ひとり5,100円を上限として市が支援します。

■保育料が軽減されるのは「保育の必要性」がある方に限ります。
「保育の必要性」については、認可保育所の利用と同等の要件（就労等）があります。

■「保育の必要性」があるとは、保護者である父・母ともに、就労、妊娠・出産（母のみ）、育休（既に保育を利用中の子どもありの場合）、疾病・障がい、介護等、災害復旧、求職活動、就学などの理由により、日中、子どもを保育することができない事由があることです。

●必要な手続きは、次のとおりです。園を通じて市へ提出してください。

年齢区分	必要な手続き
0歳～2歳児	保育料の軽減を受けるための認定申請（子どものための補足給付認定申請）
3歳児～就学前	保育料の軽減を受けるための認定申請（子育てのための施設等利用給付認定申請） 副食費の給付を受けるための認定申請（子どものための補足給付認定申請）

◆保育料については、市の制度による無償（０歳～２歳児）と国の制度による無償（３歳児～就学前）の期間に分かれますので、それぞれの期間において認定申請をしていただきます。

◆市の制度に申請後、国の制度を利用できることが分かった場合、認定申請を取り直していただくことがあります。ご面倒をお掛けしますがご了承ください。

◆園が用意し提供する副食が市の補足給付の対象となります。（持参した弁当等は対象になりません。）副食費の金額が月額5,100円を超えた場合、その差額が保護者に請求されます。（園が定める副食費の額によって変わります。）

◆保育料、副食費の給付については、施設により、請求方法が異なります。

◆行事費、教材費、通園バス利用料などは、これまでどおり保護者の負担となります。

※認可外保育施設を利用し無償化の対象となっている場合は、ファミリー・サポート・センターの利用料は無料となりません。（有料での利用となります。）

お問い合せ：宮古市こども家庭センター　保育係　電話68−9088

宮古市の軽減支援の基本的な考え方





① 新たに負担することになる**副食費への支援**
② 園の無償化の対象とならない**０歳児～２歳児まで対象年齢を拡大**

